

審査請求の趣旨等及び処分庁の見解について

1 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

上下水道事業管理者による次の納入通知書に係る下水道使用料の徴収に関する処分（以下「本件処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

ア 平成22年2月24日発行

平成21年4月分（102万255円）、5月分（103万8,519円）、6月分（100万587円）及び7月分（80万6,295円）の納入通知書

イ 平成22年3月11日発行

平成16年5月分～平成21年3月分（3,848万4,877円）の納入通知書

(2) 審査請求の理由

ア 処分庁は、本件処分の下水道使用料を免除している。

イ 下水道使用料を滞納した原因は市にあり、相応の減額をするべきである。

ウ 下水道使用料の消滅時効は、民法に規定する2年であり、これ以上遡って請求できない。

エ 処分庁は、本件処分について不服申立てに関する教示をしていない。

2 処分に係る経過

- ① 平成16年4月9日、審査請求人は、環境局に地下水揚水に係る届出をした上で、平成16年5月15日から地下水を使用し、公共下水道に排出していたが、建設局（当時。以下同じ。）に地下水を公共下水道へ排水する旨の届出はしなかった。
- ② 平成21年8月5日、スポーツセンターの運営を委託された業者（以下「委託業者」という。）が、建設局に、地下水を公共下水道へ排水しているが、その分の下水道使用料を支払っていない旨説明した。
- ③ 平成21年8月14日、建設局は、現時点では過去の排出汚水量を把握できないので、過去の下水道使用料（以下「過去分」という。）は請求しない方向で検討している旨を委託業者に伝えた。
- ④ 平成21年9月1日、建設局は、委託業者に過去分を徴収する旨伝えた。
- ⑤ 平成21年10月1日、建設局は、審査請求人に経緯を説明し、過去分を徴収する旨伝えた。
- ⑥ 平成21年12月4日、建設局は、環境局の保有する地下水の揚水量の情報を、過去分の算定のために使用することについて、審査請求人から同意を得た。その上で、実際に排水している汚水量が違うなら資料を提出するよう審査請求人に求めたが、その後資料の提出はなかった。
- ⑦ 平成22年2月24日、平成16年5月分～平成21年7月分の下水道使用料合計6,735万533円の納入通知書を交付した。
- ⑧ 平成22年3月5日、審査請求人からの申し出を受け、同月11日、平成16年5月分～平成21年3月分の下水道使用料を3,848万4,877円と2,500万円に分割して納入通知書を交付した。審査請求人から2,500万円を3月末に支払い、残金については、月額20万円の10年分割払いとするなど相談に乗ってほしいと言われ、10年分割払いは難しいが分割払いの相談には乗りたいと答えた。

3 審査請求人の主張

免除	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年8月11日に、電話で過去の下水道使用料の支払免除を決定した旨連絡があり、すでに全額免除されている。 ・平成22年3月11日に、2,500万円を支払えば支払は完了すると伝えられており、2,500万円の支払で完了すると約束したことに反している。
滞納の原因	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道条例第10条の規定から、地下水を公共下水道へ排出する届出の義務が読み取れない。 ・環境局に地下水揚水を届け出た際、建設局に排水内容の変更届をするよう審査請求人に行政指導をするか、環境局から建設局に通知をすれば滞納にはならなかった。 ・以上滞納の原因は市にあり、相応の減額をすべき。
時効	<ul style="list-style-type: none"> ・消滅時効期間は民法に規定する2年間であるにもかかわらず、5年間遡って下水道使用料を請求している。
教示	<ul style="list-style-type: none"> ・不服申立てに関する教示をしていないことは違法である。

4 処分庁の主張

免除	<ul style="list-style-type: none"> ・納入通知処分前に免除はできない。 ・職員が免除をした事実はなく、一担当職員に免除の権限はない。 ・本市として免除を意思決定した事実はない。 ・下水道条例や下水道条例施行規程に規定する免除の要件に該当しない。
滞納の原因	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道条例及び下水道条例施行規程等から届出の義務は読み取れる。 ・地下水揚水の届出と地下水を排出する届出は、それぞれ制度が違う。 ・滞納の原因は、届出をしなかった審査請求人にあり、減額すべき理由はない。
時効	<ul style="list-style-type: none"> ・消滅時効期間は地方自治法が適用され、民法は適用されない。
教示	<ul style="list-style-type: none"> ・不服申立てに関する教示をしていないが、そのことは処分の効力に影響はない。

5 処分庁の見解

下水道使用料は、使用者が公共下水道に排出した汚水の量により算定し、徴収するものである。本件処分においては、地下水の揚水量により排出汚水量を認定し、下水道使用料を算定しており、また、審査請求人が主張するような違法・不当はないことは明らかであるから、審査請求は棄却が相当である。